

令和9年産「おいでまい」栽培誓約書



「おいでまい」シンボルマーク

「おいでまい」委員会 会長 殿

提出者 住所

氏名・集団（法人）名

電話番号

※自書のこと。集団（法人）においては代表者の自書

このことについて、以下の事項を遵守し、「おいでまい」栽培に取り組みます。

- ☐①「おいでまい」栽培実施要領に基づき、高品質・良食味な「おいでまい」の生産に努めます。
- ☐②ライスグレーダーの篩目は、1. 85mm以上のものを使用します。
- ☐③令和8年産水稻の農産物検査を受けています。
- ☐④種苗法に則り、購入した種苗の他者への譲渡は行いません。また、自家採種も行いません。
- ☐⑤育苗、乾燥、調製作業の委託を行う場合あるいは共同で作業を行う場合は、「おいでまい」栽培者間でのみ行います。
- ☐⑥販売を目的とした栽培とし、農産物検査を受け、飯米など自家消費を目的とした栽培や未検査米での出荷はしません。
- ☐⑦食味分析を受け、その結果を「おいでまい」委員会へ報告します。

★注意事項★

- 過去の生産状況等については、「おいでまい」委員会が地域農業再生協議会及びJ Aや農産物検査登録検査機関に照会し確認することをご了承ください。
- 食味分析の結果については、J A出荷者はJ Aがまとめて「おいでまい」委員会へ報告します。
J A以外で食味分析を受ける方は、「おいでまい」委員会事務局またはお近くのJ Aへご相談ください。
- 「おいでまい」種子の購入は、この誓約書をJ Aの窓口に提出し受理された時点から可能です。
また、令和10年産以降も「おいでまい」の栽培を同様に継続する場合は、来年度に改めて誓約書を提出する必要はありません。
- 本誓約書の内容に反した場合は、登録を取り消す場合がありますのでご了承ください。